

第4回農地部会議事録

- 1 招集日 平成29年4月5日（水）
- 2 開会日時及び場所
平成29年4月5日（水） 午後2時04分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成29年4月5日（水） 午後2時48分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

1 番 水口 正好	4 番 渡部 篤	7 番 渡辺 勝美	8 番 本田 岩勝
9 番 林田 剛	10 番 横田 晴喜	11 番 松尾 文昭	14 番 吉田 良一
15 番 平野 利光	16 番 森崎 茂徳	18 番 内田 弘幸	24 番 草野 定
28 番 田浦 則利	32 番 鶴殿 徳康	33 番 渡邊 茂徳	34 番 馬場 保

(2)欠席者（2名）

3 番 大島 忠保 36 番 川内 幸徳

(3)部会長の依頼により出席した委員（1名）

35 番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参 事	増富 浩彦
主 査	篠田 純市
嘱 託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第28号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第29号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

午後2時04分開会

○事務局長（江口 秀司君） 農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定に達しております。部長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さん、こんにちは。4月の慌ただしい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、始めさせていただきます。

ただいまから平成29年第4回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方、よろしくをお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第25号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第28号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第29号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、以上5件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立し、マイクを通して発言してください。また、携帯電話等は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、14番、吉田委員、15番、平野委員両委員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第25号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第25号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号100番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（7番 渡辺 勝美君） はい、議席番号7番、渡辺です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号100番については、相手方の要望により譲り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号100番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第25号、受付番号100番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号101番、102番については、耕作利便のため、受け渡す案件ですので、一括して審議いただきます。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（7番 渡辺 勝美君） はい、議席番号7番、渡辺です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号101番、102番については、耕作利便のため、受け渡す案件です。受付番号102番の譲渡人が、経営移譲年金を受給されているため、農地を新たに取得することが難しく、子が受付番号101番の譲受人となっております。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たり何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号101番、102番についてご質疑がありましたらお願いします。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 16番、森崎です。

これは、交換のような感じでしょうか。

○参事（増富 浩彦君） 関係者が3名おられるので、交換にはなりません。しかし、今回は経営体同士の交換ということなんですよ、これがですね。

○委員（16番 森崎 茂徳君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第25号、受付番号101番、102番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号103番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（15番 平野 利光君） はい、議席番号15番、平野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号103番については、不在地主から譲り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１０３番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第２５号、受付番号１０３番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１０４番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） はい、議席番号３２番、鵜殿です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１０４番については、経営移譲年金受給のため、後継者である子に貸し付ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１０４番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第２５号、受付番号１０４番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１０５番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） はい、議席番号３２番、鵜殿です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１０５番については、他県より雲仙市に移住され、農業を開始するため、買い受ける案件です。詳しくは事務局より説明をお願いします。

○参事（増富 浩彦君） この案件は、雲仙市の空き家対策事業に協力するという形で、少しちょっと無理のあるような計画でありましたが、地元調査会に判断をお願いしたところ、県外からの移住のため、市の人口増加にもつながるということで、瑞穂町なんですけども、地元農業者の協力も得ることが可能なようですので、許可に当たって何ら問題はないという結果になっております。譲渡人の意向も、住宅と一緒に山林とか農地を処分したい旨の意向であったので、それに沿った形で許可をお願いしたいと考えております。住宅のほうは、３月の下旬に売買契約が結ばれ、県外からの移住は４月から５月までには雲仙市に入ってこられる予定だと聞いております。将来は、息子さん家族も同居になるだろうというお話も伺っておりますけども、何年後かというのはわかりません。審議のほどよろしく

お願いします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１０５番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第２５号、受付番号１０５番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１０６番、１０７番については、譲受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（３２番 鶴殿 徳康君） はい、議席番号３２番、鶴殿です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１０６番、１０７番については、相手方の要望により買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１０６番、１０７番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第２５号、受付番号１０６番、１０７番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１０８番、１０９番については、借受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（３２番 鶴殿 徳康君） はい、議席番号３２番、鶴殿です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１０８番、１０９番については、社会福祉法人が借り受ける案件です。農地法第３条第２項ただし書きの、政令で定める相当の事由に該当すると思われ、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１０８番、１０９番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第25号、受付番号108番、109番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号110番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（9番 林田 剛君） はい、議席番号9番、林田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号110番については、規模拡大のため、買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号110番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第25号、受付番号110番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号111番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（10番 横田 晴喜君） はい、議席番号10番、横田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号111番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号111番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第25号、受付番号111番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号112番、113番は譲受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（２４番 草野 定君） はい、議席番号２４番、草野です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１１２番、１１３番については、現在、借受中の農地を買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当する事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１１２番、１１３番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第２５号、受付番号１１２番、１１３番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１１４番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（９番 林田 剛君） はい、議席番号９番、林田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１１４番については、規模拡大のため、買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１１４番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） １６番、森崎です。

これは、あまりに安すぎはしませんか。小作料ではないんですよ。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。

○参事（増富 浩彦君） 地元調査会でも、その件は質問があがりました。ちょっと電話で確認したところ、３万５,０００円は、実際支払われた額みたいなんです。相続登記に、結構お金がかかってということで、この値段になっておるということです。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第２５号、受付番号１１４番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第26号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号17番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（28番 田浦 則利君） はい、議席番号28番、田浦です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号17番について、申請人は、駐車場への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、雲仙市役所千々石総合支所より300メートル以内にある農地であることから、第3種農地であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認にいても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題は無いと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号17番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第26号、受付番号17番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第27号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号68番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（15番 平野 利光君） はい、議席番号15番、平野です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号68番について、申請人は、発電用施設用地（太陽光パネル）への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の団地の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんで

したので、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号 68 番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第 27 号、受付番号 68 番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号 69 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（24 番 草野 定君） はい、議席番号 24 番、草野です。

農地法第 5 条第 1 項に規定による許可申請の受付番号 69 番について、申請人は、住宅用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地であります。おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地に区域内にある農地であることから、第 1 種農地であると考えられます。しかし、転用目的が住宅用地であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地法第 5 条第 2 項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号 69 番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第 27 号、受付番号 69 番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第 5、議案第 28 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第 28 号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

議案第 28 号に対する質疑を、見開き 2 ページごとに行います。14 ページ、15 番から 18 番は

所有権移転による案件、１５ページから１６ページ、１９番から２５番は農地中間管理機構への貸付による案件です。

まず、１２ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次のページに参ります。

１３ページから１４ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、１５ページから１６ページについて、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第２８号は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第６、議案第２９号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

本案件につきましては、内田委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第３１条第２項の規定により退席をお願いします。

〔１８番 内田 弘幸委員 退場〕

○議長（馬場 保君） 事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第２９号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第２９号に対する質疑を、一括で行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第２９号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第２９号につきましては、特に異議なしと回答

することに決定しました。

ここで、内田委員の入室を求めます。

〔18番 内田 弘幸委員 入場〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

午後2時48分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 4月 5日

議 長

署名委員

署名委員